

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略) (昇給)</p> <p>第8条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、<u>同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。</u></p> <p>(中略) (勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第8条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日(以下「昇給日」という。)に、<u>次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて行うものとする。ただし、第1号に掲げる者の昇給にあつては、同号に定める基準日の翌日から昇給日の前日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第5条第1項第4号の適用を受ける教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)昇給日の属する昇給期間(この号に規定する勤務成績に応じて昇給を行う期間をいい、3事業年度を単位として定めるものとする。)の初日前3年間における勤務成績</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の教職員 昇給日前1年間における勤務成績</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、<u>次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても同様とする。ただし、第1号に掲げる者の勤勉手当にあつては、基準日の属する年度の初日から基準日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第5条第1項第4号の適用を受ける教員 基準日の属する年度の前年度1年間における勤務成績</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の教職員 基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程</b> (平成27年達示第56号)</p> <p>(前略) (業績一時金)</p> <p>第5条 業績一時金は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する年俸制教員に対し、</p>	<p>(業績一時金)</p> <p>第5条 業績一時金は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する年俸制教員に対し、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の業績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。</p> <p>(後 略)</p> <p><b>京都大学における教員評価の実施に関する規程</b> (平成19年達示第71号)</p> <p>(前 略) (全学の教員活動状況報告書の公表)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(事務) } 第13条 } (略) (その他) } 第14条 } (後 略)</p> <p><b>京都大学における年俸制教員の評価に関する規程</b> (平成27年達示第57号)</p> <p>(前 略) (業績評価)</p> <p>第11条 第2条第1項第3号の業績評価は、<u>6箇月ごとに、6月1日及び12月1日を基準日として実施する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>基準日の属する年度の前年度の末日以前<u>1年以内</u>の期間におけるその者の業績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。</p> <p>(全学の教員活動状況報告書の公表)</p> <p>第12条 (同 左) <u>(処遇等への活用)</u></p> <p>第13条 第4条から第7条に定める部局における教員評価は、<u>教員の処遇等に活用することができる。</u></p> <p>(事務) } 第14条 } (同 左) (その他) } 第15条 }</p> <p>(業績評価)</p> <p>第11条 第2条第1項第3号の業績評価は、<u>一の事業年度ごとに、当該年度の末日を基準日として実施する。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、令和3年9月28日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この規程の施行後最初に第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第8条第1項第1号の規定により定める昇給期間の始期は、令和6年4月1日に始まる事業年度とする。</p> <p>第3条 第1条の規定による改正後の給与規程第8条第1項の規定にかかわらず、令和4年1月1日から令和6年1月1日までの期間における同規程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の昇給については、なお従前の例による。</p> <p>第4条 第1条の規定による改正後の給与規程第8条第1項の規定の令和7年1月1日から令和9年1月1日までの期間における適用については、同項第1号中「3年間」とあるのは「2年間」とする。</p>